

お客さま 各位

残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より糸魚川信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、手続きの簡素化によるお客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主含む）のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の預金口座解約手続きにおいて、通帳および運転免許書等の顔写真付本人確認書類をご提示いただくことで、お届出印の押印を不要とし、預金者ご本人さまの署名のみで手続きを可能とする取扱いを開始します。

記

残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の概要

取扱開始日	・令和6年7月1日
対象となるお客さま	・個人のお客さま（個人事業主含む） ※預金者ご本人様がお手続きをされる場合に限りです。 ※未成年者名義の預金口座は、親権者さまの同伴を必須とします。
対象となる預金口座	・預金残高1万円未満の普通預金口座（無利息型普通預金、通帳レス口座を含む） ・貯蓄預金口座 ・納税準備預金口座
ご提示いただくもの	・通帳（通帳レス口座についてはキャッシュカード） ・顔写真付の公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※未成年者名義の預金口座の場合は、親権者さまの顔写真付公的本人確認書類、及び預金者さまの公的本人確認書類（健康保険証等）をご提示いただきます。
対象とならない口座	以下の場合、本取扱いの対象外とします。 ・預金残高が1万円以上の口座 ・定期預金残高が1円以上ある総合口座 ・通帳を紛失している口座 ・本人確認書類に記載の住所または氏名と、当組合に届出の住所または氏名が異なる場合 ・カードローン等の返済用口座 ・出資配当金や定期預金利息の入金口座 ・相続対象口座、差押対象口座
受付方法	口座開設店の窓口

以上